

F O M Cについて

2012年12月13日

12月11・12日(現地)に開催されたFOMC(米国連邦公開市場委員会)での新たな決定は大きく二つです。

<月450億米ドルのペースでの国債の購入を決定>

一つは、9月のFOMCで決定された、MBS(住宅ローン担保証券)の月400億米ドルペースでの購入に加えて、年末で完了する「ツイスト・オペ(残存3年以下の国債を売却する一方、残存6年以上の国債を同額購入)」の後継策としての(残存4年以上の)国債の購入です。月450億米ドルペースで開始されます。「ツイスト・オペ」と異なり、FED(米国連邦準備制度)による売却はなく、購入のみであることから、FEDのバランス・シートをさらに拡大させる政策になります。

<「時間軸」の表記を期日から数値基準へ>

サプライズであったのは、もう一つの決定で、超低金利政策に係る「時間軸」の表記の変更です。懸案事項であっただけに、時間の問題ではありましたが、今回のFOMCでの変更は予想外のタイミングでした。具体的には、超低金利政策が「少なくとも2015年半ばまで」正当化されよう、との特定の期日での従来の「時間軸」の表記を、数値基準に改め、「少なくとも、失業率が6.5%を上回り、1~2年後のインフレ率がFOMCの長期的目標の2%から0.5%ポイントを越えて上回らないと見込まれ、長期のインフレ期待が引き続き十分に落ち着いている限り」超低金利政策が適切である、と表記されました。

「時間軸」の表記法の変更の目的は、金融政策をより明確化し、予測可能性を高めることにあります。経済環境の変化に応じて、市場は利上げ開始時期を随時円滑に織り込み易くなります。もっとも、今回の表記の変更で、「時間軸」への市場の認識が直ちに改まる可能性は低いと考えられます。FOMC参加者の大勢見通しでは、6.5%への失業率の低下を「2015年半ば」頃と想定していることが分かりますし、声明文でも、新たな「時間軸」が従来の期日表記と整合的である旨が指摘されています。

しかし、過去1、2年のペースで(1年間に1%ポイント)失業率が低下する様であれば、失業率が6.5%に達するのは「2015年半ば」よりもかなり早くなる計算です。もちろん、失業率を含むこれら数値基準で金融政策が自動的に決定されるものでないことを、議長は記者会見で強調しており、金融引き締めにあたっては最終的にはFOMCの総合判断になります。

上記の「時間軸」は利上げに関してであって、金融政策に係る今後の市場の焦点はむしろ、利上げに先立つ「量的緩和」の拡大ペースの鈍化や終了の時期になるでしょう。「量的緩和」については、労働市場の「見通し」の改善の度合いや、政策の効果とコストとの比較考量など、利上げとは別の基準に拠る点には留意すべきです。

<市場への十分な配慮>

今回のFOMCでは「量的緩和」について市場の期待にきちんと応え、「時間軸」の表記の変更も市場の予想以上に早いタイミングで行ってきました。後者は金融政策の透明性の向上の点で高く評価されます。新たな表記での「時間軸」の評価が市場で定まるには時間を要すると思われませんが、いずれにせよ、これまで同様、市場に対するFEDの十分な配慮がうかがえます。

以上

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.20750%（但し、最低2,625円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会